

## 平成30年度保育教諭確保推進事業費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1 県は、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）が行う保育教諭確保推進事業（当該認定こども園等に対し、中核市が補助する場合も含む。）に要する経費について、認定こども園等（所在する中核市において、保育教諭確保推進事業について補助を行う場合にあっては、当該中核市）に対し、平成30年度予算の範囲内において、平成30年度保育教諭確保推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (補助対象事業者)

第3 補助対象事業者は、補助事業ごとに次に掲げる要件の全てに該当する者が勤務する認定こども園等（当該認定こども園等が所在する中核市において、当該認定こども園等が行う保育教諭確保推進事業に対して当該中核市が補助を行う場合にあっては、当該補助を行う中核市）とする。

#### (1) 保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得に関する事業

- ① 認定こども園等に常時勤務している者
- ② 保育士資格を有し、保育士登録をされている者であって、幼稚園教諭免許状を有しない者
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）により改正された教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第19項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度の対象要件を満たす者
- ④ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、幼稚園教諭を養成する大学その他の機関（以下「大学等」という。）において幼稚園教諭免許状の取得に必要な科目の受講を開始した者又は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に大学等において幼稚園教諭免許状の取得に必要な科目を修得した者
- ⑤ 大学等において幼稚園教諭免許状の取得に必要な科目を修得し、幼稚園教諭免許状が授与された日から起算して1年を経過する日まで、継続して同一の認定こども園等に勤務する者。

(2) 保育士等として勤務する者の幼稚園教諭免許状更新に関する事業

① ア、イのいずれかを満たす者であること。

ア 幼保連携型認定こども園に勤務している者で以下に該当する者

- ・保育教諭であって幼稚園教諭免許状及び保育士資格を有している者
- ・保育教諭であって幼稚園教諭免許状を有し、保育士資格の取得を予定している者
- ・保育教諭以外の者で幼稚園教諭免許状を有している者

イ 幼保連携型認定こども園以外の対象施設に保育士として勤務している者（幼稚園以外の施設の長を含む。）で、幼稚園教諭免許状を有している者

② 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、更新講習施設において幼稚園教諭免許状更新に必要な免許状更新講習の受講を開始した者又は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に幼稚園教諭免許状更新に必要な講習を全て受講した者

③ 更新講習施設において幼稚園教諭免許状更新に必要な講習を全て受講し、更新講習修了確認証明書等の発行を受けた日から起算して1年を経過する日まで、継続して同一の認定こども園等に勤務する者

(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に伴う代替幼稚園教諭の雇上に関する事業

平成30年度青森県保育士資格取得推進事業費補助金交付要綱に定める「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」による補助を受ける認定こども園等（国又は地方公共団体が設置する認定こども園等を除く。）において、保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替として雇い上げた幼稚園教諭に係る雇上費

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により、前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、中核市にあつては、次の(2)を除く。

- (1) 所要額内訳表（第2号様式）
- (2) 完了報告書（第3号様式）
- (3) 収支決算（見込）書（第4号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更（補助金の増額を伴わず、かつ、補助金の目的の範囲内で行う軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から

起算して5年間保管しておくこと。

- (3) 補助事業に係る帳簿、証拠書類等を検査する場合又は報告を命じた場合においてこれに応ずること。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、補助金請求書(第5号様式)を知事に提出して行うものとする。

(実績報告書)

第9 規則第12条の規定による報告は、知事が別に定める期日までに実績報告書(第6号様式)により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第10 知事は、第9の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施結果を確認し、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知する。

(その他)

第11 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第3関係）

補助事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助金の額
1 保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得に関する事業	(1) 認定こども園等（中核市に所在する認定こども園等を除く。）	大学等における幼稚園教諭免許状取得のために必要な入学料又は登録料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び当該経費に係る消費税	補助金の補助の対象となる者1人につき補助対象経費の実支出額から補助事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）又は100,000円のいずれか低い額以内の額
	(2) 中核市	認定こども園等が行う保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得に関する事業に要する経費に対し中核市が補助するのに要する経費 ただし、当該事業に要する経費は、大学等における幼稚園教諭免許状取得のために必要な入学料又は登録料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び当該経費に係る消費税とする	補助金の補助の対象となる者1人につき補助対象経費の実支出額から補助事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額に4分の1を乗じて得た額（ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）又は50,000円のいずれか低い額以内の額
2 保育士等として勤務する者の幼稚園教諭免許状更新に関する事業	(1) 認定こども園等（中核市に所在する認定こども園等を除く。）	更新講習施設における幼稚園教諭免許状更新のために必要な受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び当該経費に係る消費税	補助金の補助の対象となる者1人につき補助対象経費の実支出額から補助事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）又は100,000円のいずれか低い額以内の額

	(2) 中核市	<p>認定こども園等が行う保育士等として勤務する者の幼稚園教諭免許状更新に関する事業に要する経費に対し中核市が補助するのに要する経費</p> <p>ただし、当該事業に要する経費は、更新講習施設における幼稚園教諭免許状更新のために必要な受講料(面接授業料、教科書代及び教材費を含む。)及び当該経費に係る消費税とする</p>	<p>補助金の補助の対象となる者1人につき補助対象経費の実支出額から補助事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額に4分の1を乗じて得た額(ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)又は50,000円のいずれか低い額以内の額</p>
3 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に伴う代替幼稚園教諭の雇上に関する事業	(1) 認定こども園等(中核市に所在する認定こども園等を除く。)	<p>保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替として雇い上げた幼稚園教諭に係る雇上費</p>	<p>補助金の補助の対象となる者1人につき補助対象経費の実支出額から補助事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額又は1日当たり6,590円のいずれか低い額以内の額。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額</p>
	(2) 中核市	<p>認定こども園等が行う幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に伴う代替幼稚園教諭の雇上に関する事業に要する経費に対し中核市が補助するのに要する経費</p> <p>ただし、当該事業に要する経費は、保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替として雇い上げた幼稚園教諭に係る雇上費とする</p>	<p>補助金の補助の対象となる者1人につき補助対象経費の実支出額から補助事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額又は1日当たり6,590円のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額以内の額。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額</p>

第1号様式（第4関係）

平成 第 年 月 日 号

青森県知事 三 村 申 吾 殿

所在地  
申請者 法人名又は中核市名  
代表者職氏名 印

平成30年度保育教諭確保推進事業費補助金交付申請書

平成30年度において実施する標記補助事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 所要額内訳表（第2号様式）
- (2) 完了報告書（第3号様式）※中核市の場合は不要
- (3) 収支決算（見込）書（第4号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

所要額内訳表

区分	施設名	氏名 (※)	補助対象経費の実支出額 (円)	補助事業に係る寄付金その他の収入額 (円)	差引額 (A-B) (円)	受講料等 (1)中核市以外： C×1/2 (2)中核市： C×1/4  (円)	代替幼稚園教諭雇上費		補助所要額 〔D若しくは100,000円（中核市の場合は50,000円）のいずれか低い額〕又は〔C若しくはFのいずれか低い額〕（1,000円未満切り捨て） (円)
			A	B	C	D	E	F	
1 免許状取得支援事業									
2 免許状更新支援事業									
3 代替幼稚園教諭雇上事業									
計									

※ 代替幼稚園教諭雇上費については、代替幼稚園教諭の氏名を記入すること。

注 行が不足する場合は適宜追加すること。

完了報告書

①施設名			
※ いずれかに○をつけること。	<input type="checkbox"/> 認定こども園	<input type="checkbox"/>	認定こども園への移行を予定している施設
②施設所在地	(〒 - )		電話 ( - )
③受講者の氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 ( 歳)
④養成施設名 (更新講習施設名)			
⑤受講期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (受講開始日(入学日又は受講許可を得た日のいずれか早い日))		
⑥実習や面接授業期間	実習 日、面接授業 日、合計 日		
⑦受講に要した費用	入学料 円、受講料 円、合計 円		
⑧類似事業の貸付等の有無	保育士修学資金貸付事業、雇用保険制度の教育訓練給付等の類似事業の貸付等を 受けている ・ 受けていない		
⑨取得(更新)した免許状	幼稚園教諭 1種 2種 専修 授与年月日 平成 年 月 日		
⑩幼稚園教諭免許状取得(更新)後の勤務状況	幼稚園教諭免許状取得(更新)後の勤務開始日	平成 年 月 日	※ 継続雇用の場合は、免許状授与年月日(更新講習修了確認年月日)を記入すること。
	勤務する施設の名称		
	幼稚園教諭免許状が授与された(更新した)日から起算して1年を経過する日まで、継続して上記の施設に 勤務する ・ 勤務しない		
(備考)			

注 次の書類を添付すること

- ・ 大学等の長が発行する補助対象経費の領収書等金額がわかるものの写し
- ・ 幼稚園教諭免許状の写し
- ・ (免許状更新支援事業のみ) 更新講習修了確認証明書等の写し



第3号様式（第4関係）（代替幼稚園教諭雇上事業）

完了報告書

①施設名			
※ いずれかに○をつけること。	<input type="checkbox"/> 認定こども園	<input type="checkbox"/>	認定こども園への移行を予定している施設
②施設所在地	(〒 - )		電話 ( - )
③代替幼稚園教諭の氏名	フリガナ	生年 月日	昭和・平成 年
			月 日生 ( 歳)
④代替幼稚園教諭の雇上期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ( 日間)		
(備考)			

注 次の書類を添付すること

- ・ 代替幼稚園教諭が当該施設に勤務していたことが確認できる書類
- ・ 対象幼稚園教諭の保育士資格の写し

第4号様式（第4関係）

平成 年度収支決算（見込）書

収 入 (単位 円)

経 費 区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
補 助 金			
計			

支 出 (単位 円)

経 費 区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
計			

上記決算は、  
 平成 年 月 日の理事会（議会）で議決済であることを証明します。  
 次期理事会（議会）に提案することを確約します。

平成 年 月 日  
 法人名又は中核市名  
 代表者職・氏名

印

- 注1 認定こども園等の設置法人等において作成すること。  
 2 補助対象経費を支出した年度に係るものを作成すること。

青森県知事 三 村 申 吾 殿

所在地  
補助事業者 法人名又は中核市名  
代表者職氏名

印

平成30年度保育教諭確保推進事業費補助金請求書

金 円

ただし、平成 年 月 日付け青総第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金として

上記の金額を請求します。

振込先銀行名	
支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

※ 中核市は記入不要

第6号様式（第9関係）

平成 第 年 月 日 号

青森県知事 三 村 申 吾 殿

所在地  
補助事業者 法人名又は中核市名  
代表者職氏名 印

平成30年度保育教諭確保推進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け青総第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記補助事業の実績について、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定に基づき下記のとおり提出します。

記

平成30年度保育教諭確保推進事業費補助金額 金 円

内 訳  
施設名

金 円